

ご注意ください！

**技能検定の受検申請には、
本人確認書類が必要です。**

平成29年度後期技能検定から、受検申請書に本人確認書類
(写し)の貼付が必要になります。

技能検定の受検申請に当たっては、以下のいずれかの書類の
写しを、本人確認書類として必ず添付して下さい。

- ①運転免許証または個人番号カード
(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること)
- ②特別永住者証明書または在留カード
- ③健康保険被保険者証
- ④生徒手帳または学生証
(氏名及び生年月日が確認できるものに限る)
- ⑤外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)
- ⑥その他の日本の官公庁が発行した身分証明書
(氏名及び生年月日が確認できるものに限る)

※ 写しは、受検申請書裏面の本人確認書類貼付欄に貼付して
下さい。(氏名及び生年月日が確認できること)

※ 本人確認書類の添付は、全ての受検申請者が対象です。

若者の技能検定試験手数料を減額します！

山梨県では、平成29年度後期技能検定から、35歳未満の若者の実技試験手数料を次のとおり減額します。

なお、学科試験手数料(3,100円)に変更はありません。

1. 実施時期 平成29年度後期技能検定から
2. 対象者 実技試験2級又は3級を受検する35歳未満の方
※ 35歳未満とは、実技試験日が属する年度の4月1日時点で35歳に達していない方です。
3. 減額内容 実技試験手数料を9,000円減額します。

対象者	実技試験手数料
2級又は3級を受検する35歳未満の方 (在校生以外の方)	【減額後】 17,900円 → 8,900円
2級又は3級を受検する35歳未満の在校生	【減額後】 11,900円 → 2,900円

※ 在校生とは、高等学校、大学等の在學生や職業能力開発施設の訓練生をいいます。

※ 入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格に該当する方は減額対象外です。